

命を守る

1. 計画段階 発生確率が高い鉄道3大労災は、確実に防ぐ！

触車 ⇒ **保安体制** 感電 ⇒ **高さ制限・き電停止** 墜落 ⇒ **開口部明示(照明等)・安全带**

保安体制 ①基本 線閉+**二重安全措置** > ②軌道短絡器 > ③可搬式特殊信号発光器 (特発LED)

↓
3つ以外は“不安体制”列車が来る

↳線閉の時だけ

↳優先順位 軌道短絡器(進入側)>^{あかいろ}赤色表示灯(800m 見)>^{きいろ}黄色表示灯(700m 置)

↳「特発LED」と物は同じ。名前が変わる…

- ・踏切やTC列警活用は、「保安体制確認マップ」で見張員数や見通し距離などを特に入念に確認
- ・作業区間明示灯(黄色回転灯)は、二重安全措置の赤色表示灯か黄色表示灯で代用可(間違いやすい)

2. 線路立入時のケジメ

「1+3」の「1」= 保安体制 **OK** の確認。 **自分の目・耳で確認!** = 自分と仲間の安全

ケジメ…ある境界で区別をはっきりさせること。明白なかたちで責任を取ること

3. 線路内 「声だし・声かけ」積極的に！ ⇒コミュニケーションの第一歩。意思疎通の潤滑剤

「作業区間」の両端に、略図通り“明示灯”を置き、跡確認完了まで撤去しない!

(1) 軌工管の責務

- ①締結装置等、材料状態の確認
- ②仕上り確認(超えたら手直し)
- ③跡確認

範囲は工事施工区間=作業区間+移動区間

- ・「跡確認者」は保安打合せまでに指定^{*1}
- ・作業区間明示灯の撤去または撤去確認
- ・跡確認が終わったら、線閉責任者へ報告

(2) 線閉責任者(建築限界点検者=見張員以上)の責務

○建築限界点検

範囲は作業区間

- ・「建築限界点検者」は保安打合せまでに指定

↳線閉以外では必ず指定

- ・軌工管から跡確認終了を受け、建築限界点検^{*2}
- ・建築限界点検が終わったら、軌工管へ報告
- ・線閉解除(その他の保安体制解除は軌工管の責務)

^{*1} 軌工管が作業区間を離れて戻らない場合など

例) ・踏切に作業区間明示灯を残して作業現場へ先に行く場合

・作業区間が複数・広範囲だが無線や携帯で連絡できる場合

^{*2} 軌工管と別々ではなく、同時に確認する場合の例

・最端部へ移動⇒軌工管(跡確認者)が明示灯撤去(電源は切らない)

⇒片押しで跡確認⇒もう一方の明示灯撤去⇒退出(電源OFF)

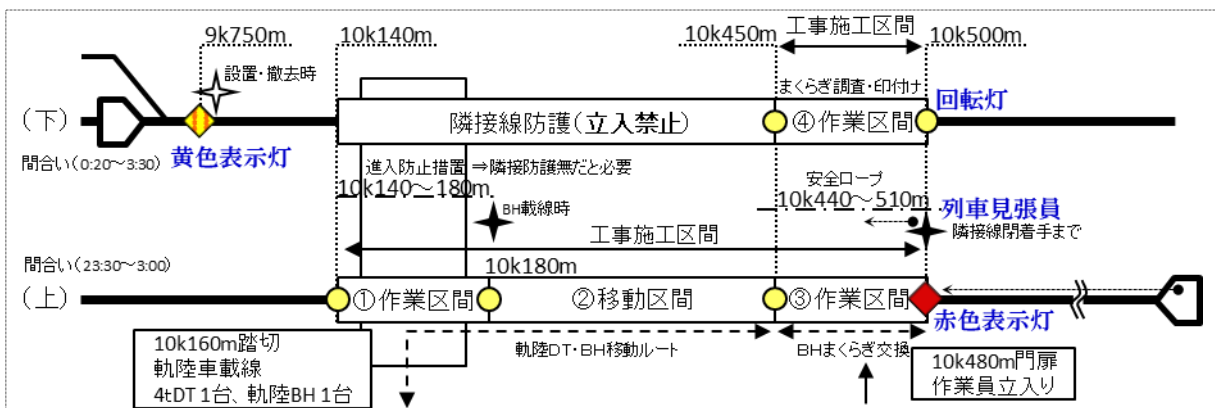
4. 線路退出時のケジメ

「1+3」の「3」= 「①締結 ②仕上り ③建築限界(跡確認)」**OK** の確認 = お客様の安全

確認するまで保安体制を継続(列車抑止・防護)! 列車を通さない!

焦った時は、早めに指令(輸送 or 施設)に相談! 助けてくれる。

ルールに少々抜け漏れが生じてしまっても、これらの堅守にこだわれば、高い確率で命は守れます



保安打合せ票や略図の変更⇒契約変更。深夜であっても、元請・発注者の夜間当番等へ連絡!